高齢者安心見守り事業

離れて暮らす家族が、ひとり暮らし高齢者等の日常の安否確認ができる **見守り機器の購入費の一部** を補助します。

対 象 者

町内に居住し、かつ、伯耆町に住民登録をしている 次の①~④のいずれかに該当する人

- ① 高齢者の単身世帯の人
- ② 高齢者のみの世帯の人
- ③ ①、②に準ずる世帯の人
- ④ 町長が特に必要と認める人





補助対象機器 補助対象者が居住するところに設置する機器で、次の①、②のいずれかを満たすもの ①無線センサーまたは無線通信機などを内蔵した機器であって、安否が確認できるもの ②電気等の使用状況から安否が確認できるもの

補助対象経費 補助対象機器1台の購入費用、設置費用(通信費用は補助対象外)

補助金額

補助対象経費の4/5に相当する額と1万円を比較し、いずれか低い方の金額 ※1世帯につき1回限りの補助となります。

申請について

補助対象機器購入前に申請が必要です。

申請は随時受け付けています (予算がなくなり次第、終了)。

申請には、地域協力員1名の届け出が必要です。

- ※地域協力員とは、高齢者等の近所の人で、異変があった際にすぐに駆け付けられる人のこと
- ※制度の詳細、申請書等はホームページに掲載していますので ご覧ください。

問い合わせ先

健康対策課 生活相談室 0859-68-5535



●伯耆町

口座振替利用者への車検用納税証明書送付廃止

令和5年1月から、軽自動車税納付確認システム(軽JNKS) が導入され、車検の際に継続検査窓口での納税証明書の提示が 原則不要となりました。

これに伴い、軽自動車検査協会で車検を行う車両については、 令和6年度から「継続検査(車検)用納税証明書」の送付を廃 止しています。

また、令和7年4月から、軽JNKS未対応だった二輪の小型 自動車(総排気量250cc超のバイク等)も対応可能となった ため、令和7年度から口座振替後の「継続検査(車検)用納税 証明書」の送付を廃止します。振替結果は預(貯)金通帳でご 確認ください。





●伯耆町

問い合わせ先

住民課 税務室 🕓 0859-68-3114